（豊島区）

**○**[**豊島区公衆浴場法施行条例**](http://www.city.toshima.lg.jp/reiki/reiki_honbun/al60008181.html)

平成24年3月23日

条例第11号

第1条から第3条　＜省略＞

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

第4条　法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(1)から(5)　＜省略＞

(6)　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、5度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(7)　浴槽水は、常に満杯を保ち、洗い場の湯栓、水栓及びシャワー等には、清浄な湯水を十分に補給すること。

(8)　浴槽水は、1日1回以上換水すること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(9)　浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講じること。

ア　貯湯槽内部の生物膜その他汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内部の生物膜その他汚れ等を除去すること。

イ　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

(10)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

ア　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(11)　前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

＜以下省略＞

**○**[**豊島区公衆浴場法等の施行に関する規則**](http://www.city.toshima.lg.jp/reiki/reiki_honbun/al60003851.html)

昭和55年5月31日

規則第30号

　＜全文省略＞